

## 令和元年度佐賀県佐賀豪雨災害復興支援事業寄附金交付要綱

### (趣旨)

第1条 令和元年佐賀豪雨災害で被害を受けた地域の復興を図るため、当該取組を行うCSOに対し予算の範囲内において寄附金を交付することとし、その寄附金について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) CSO...Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、自治会、婦人会、老人会、PTAといった地縁団体をはじめNPO法人、市民活動、ボランティア団体も含む。

### (寄附金の使途の要件等)

第3条 寄附金の使途は次に掲げる要件を備えたものとしなければならない。

- (1) 令和元年佐賀豪雨にて災害を被った県内地域において、復興に取り組む活動に要する経費及び防災に要する経費。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。
- ア. 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
  - イ. 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
  - ウ. 人件費や光熱費等の組織や施設の運営に要するもの
  - エ. 実施主体の内部の者に対する謝金等
  - オ. 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
  - カ. その他知事が不相当と認めるもの
- 2 1つのCSOからの申請は、1件とし、1申請当たりの交付額の上限は、原則200万円とする。ただし、事業の必要性に応じて超えることも可とし、その必要性については、知事が判断する。
- 3 交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (寄附金の交付)

第4条 寄附金の交付の申請をしようとする者は、寄附金交付申請書(様式第1号)を用いて復興を行う地域を所管する市町を経由して知事に提出するものとする。なお、市町においては、知事に提出する際、優先順位を定めて知事へ提出することとする。寄附金を交付することとした場合は、さが創生推進課長は寄附対象CSOと交付金額について予算の範囲内で調整を行うものとする。

- 2 前項に規定する寄附金交付申請書が到達してから当該申請に係る寄附金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。また、交付決定後速やかに寄附金を交付するものとする。

### (寄附金交付の条件)

第5条 寄附金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 次に掲げる変更については、変更申請書(様式第2号)を提出し承認を受けるととする。

- ア 申請額の減
  - イ 事業の追加、中止、廃止
  - ウ 事業完了年度の変更
  - エ 交付事業の目的に影響を及ぼす変更
- (3) 寄附金による支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。
- (4) 寄附対象CSOの要件は、自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこととする。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - ク イ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の申請を行う場合の変更申請書は、様式第2号のとおりとする。

(寄附金交付の取消し等)

第6条 知事は、次に掲げる場合には、寄附金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 寄附対象CSOが、法令、本要綱、又は法令、本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 寄附対象CSOが、寄附金を不正その他不適当な用途に使用した場合。
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、寄附金を交付することが適当でないと判断される場合。

2 知事は、前項において取り消し、又は変更した場合において、既に当該取消に係る部分に対する寄附金が交付されているときは、期限を付して当該寄附金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る寄附金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第7条 寄附対象CSOは、令和2年3月19日現在で、交付された寄附金の活用実績について記載した実績報告書(様式第3号)を、令和2年3月25日までに提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第8条 知事は、寄附金の使途に関し、必要があると認めるときは、寄附対象CSOに対して、寄附金の使途について状況報告を求め、又は実地に調査することができる。

(個人情報の保護)

第9条 寄附対象CSOは、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第10条 本要綱に定めがない事項で要綱の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。